

方に於ける稻植付の初期に於て *Schoenobius* よりも顯著なりしが、以前は馬來半島の作物の害虫とせられざりき。

(三) 食葉蛾、食葉蛾に含まるゝ多くの種類の蛾あり稻に大害を興ふ。

葉を巻きて中に棲息する *Parnara mathias* 半水生動物にして、葉を巻きて作れる莢の中に住む *Nymphula depunctalis* 及び急激に數を増加すると稱せらる *Spodoptera Pecten* 等の幼蟲は今日までの所唯僅かに注意せられし所なり。

稻の害虫の驅除 稻害虫に關する調査の此概要極めて簡單なるも、此章を終るに當り一般驅除に關し二三叙述するを必要とす。

稻田の手入に使用する方法は、毎年多額の損害を招く害虫を全然考慮し居らずして、良作を得るも蒔きたる稻の數量に等しき作物を收穫し得るや否やは多くの場合疑問なり。此結果は一般に害虫の活動に依りて生ずるものとす。

昆虫學より見て、作物を收穫したる後刈株及び自然に落ちたる種子よりの稻

を残して發育せしむることは頗る不賛成を稱ふる所とす。理想とする所は害虫の爲めに之を残し置き、次期稻を蒔くまで繁殖せしむるにあり。

更に重要な害虫の多くは雜草を食し、草の成育する間は、稻の新收穫を襲ふ害虫の適當の飼養地となる。害虫の發生は草を除去せざる所に發生するものとす。

是等の蟲の卵は稻に大害をなすなれば即ち *Polops Schoenobius* *Leptocorisa* 及び *Spodoptera* は葉の上にある時は一見之を識別し得るを以て、見付け次第摘除すべし。屢々苗代の苗にある事ありて農夫の無智なる爲め苗と共に稻田に移さるゝものとす。

種々の害虫

甘蔗、蓖麻、しなのき、阿弗利加油椰子、護謨、竹、バナナ、ロゼル纖維、玉蜀黍、印度藍、棉花及び其他の重要な度の低き多くの植物の害虫は昆虫課の注

意する所となり、之に關する調査研究行はれたるも、是等の害虫の詳細なる研究は未だ遂行せられざる所なり。

馬來半島の蝗 *Pachytelus* は一九一二年ネグリ・スミラン州の海岸地方ポート・デイクソンの近くに始めて發生せるが、速にネグリ・スミラン州に蔓延し、更に北はスランゴール州に、南はマラツカに進みたるを以て一九一三年八月農務局農事監督官及び數名の監督官補よりなれる特別委員は之れが驅除撲滅事業を開始せり。撲滅方法は農務局の昆蟲技師の推奨し實驗せるものにて蝗を袋蹄V形の圍の中の袋係蹄の中に追ひ込み、蝗の食しつゝありし草に曹達亞砒酸と砂糖の滲液を撒布せり。此撒布法は有効にして低廉なる上、馬來半島の如き家畜の多き場所を除き常に使用せられたり。此方法及蝗の生涯に關する報告は馬來聯邦州農務局報第二十四號「馬來半島の蝗」にあり。

産卵より成蟲までに要する平均日數は四十一日にして、翅を有する蟲は約三

ヶ月間棲息したる後産卵して死亡す。即ち總生存日數百三十日なり。

蝗は遠く北の方スランゴール州——ペラ州の境界に蔓延す。一九一四年末ジョホール州の北に侵入し、一九一四年九月に一回、一九一六年九月に再びバハン州に侵入し、鐵道線路に沿ひてテマル地方に傳播せり。

スランゴール州は一九一六年の中頃までに蝗を免かれたり。各地に於ける數も絶えず減少し遂にさしもの蝗の群も一九一七年十月マラツカに於て撲滅せられたり。一九一九年中頃までマラツカ州ジョホール州の境界に少數の蝗の飛ぶを見たり。是等は産卵せず、群は應て其數を減じ遂に全部死滅し終りて、一九一九年六月以降一疋も見ず。

蝗も護謨を食せざるも、屢々樹に移住して、其重量にて枝を折りたることあり。被害を蒙りたる作物は米と椰子なりしも、主要なる寄生は竹なりき。甘蔗及びバイナップルも亦侵す所となれり、此蟲の竹を侵すや速かに竹垣の外観を

損じ、青芝生を褐色とす。食物は豊富なるを以て蝗は食を選ばざれども、常に單子葉植物を好む。

一 港灣の附近に初めて發生せるに關連し、之れが撲滅の全然成功せる事實は蝗は馬來半島の固有のものならずして、外界より何らかの方法にて輸入されたる事を示すものなり。

害蟲の検査及び驅除

唯だ一種の作物を植ゆる大地域の蒙る損害は各國の夫々經驗に依りて充分知れる所とす。「ペスト」なる語は當地にては栽培植物を侵し得る總ての有機體を示す。左掲の農業ペスト法令に定義せらるる如く。栽培植物に害を與へ、又は害を與ふる恐れある昆蟲、無背、推動物、齧齒類、小植物及び菌を含む。

斯る害蟲が一作物を傳染病的に侵害することは左の諸原因に依る。

(一) 特に害蟲の成長に好都合なる状態にある場合作物の固有の一病害が急

速に増加すること。

(二) 曾つて他の宿主に限られたる固有の一病害が作物に適應するに至り、其作物に新たに害毒を及ぼすこと。

(三) 或る國に於て害毒を與ふるか病害を他國より輸入するか又は其最初の國に於て自然の驅除なき爲め特に害蟲の發生に有利なる新しき状態を見出すこと。

充分熟練なる監督官より成る幹部傳染病的病害の襲來に備へん爲め大いに貢獻する事を得べく、即ち一般に驅除法を實施し、作物に新病害を發生せる場合直ちに調査研究に従事する官吏に通報し又外國よりの病害の輸入を防止すべし。

沿革 既に叙述せる危険及び害蟲驅除法は馬來に於て數年來認知せられ居る所にして、護謨栽培の紹介せらるる以前は椰子樹は適當の地方に於ける農園及び當地各所の小農園に於て一般に栽植せられたるも、椰子は二種の當地特有の

甲蟲即ち犀又は黒甲蟲 (*Dryates rhinoceros*) 及び赤條象鼻蟲 (*Rhyncephorus Sichel*) に侵され大害を蒙らんとせるを以て、馬來聯邦州に於ては之を驅除せん爲め椰子栽培地監督官の統率の下に二名の歐洲人監督官補十八名の馬來人助手(各椰子栽培區に一名宛を駐在せしめたり)よりなる一驅除委員を組織し、別に彼南新嘉坡、マラッカ及びウエルスレー州に各一名の助手を置きり。此海峽殖民地駐在員は新嘉坡植物園又は土地收入徵收官の指揮の下に夫々驅除に従事せり。斯くの如く組織されたる委員は聯邦州に於て一八九八年實施の椰子保護條例及び海峽殖民地に於て一八九〇年發布されたる椰子樹保護法の條項の實施に努めたり。

前記兩法は甲蟲の害を受けたる椰子樹は總て其所有者は適當に之を處置し、死樹に伐採し、三呎の深さに燒棄埋沒すべきを規定せり、又土地收入徵收官又は前述監督官の一名に對し、甲蟲の適當なる繁殖物となり易き土地に塵芥の堆

積し居るを燒棄又は除去する事を土地所有者に命ずる權限を與へたり。所有者が死樹を燒棄せず又命令を守らざる時は、委任官吏自ら之をなし、其經費を同收すると共に所有者は更に所罰せらるることとせり。

栽培護謨栽培の急速に發達せる爲め、護謨に對しても亦監督を行ふを要するに至れるを以て此機會に於て馬來聯邦州に栽培せらるる總ての作物に一般に病害を驅除する監督官より成る委員の組織せらるるに至り、一九一三年主席農事監督官及び四名の歐洲人監督官補任命の規則發布せられ、同年八月是等の官吏の統治すべき農業病害條例發布せられたり。一九一三年末椰子栽培監督官の辭任と共に彼を主務官とする委員は主席農事監督官の指揮下に移れり。

馬來聯邦州及び海峽殖民地より一九一三年ジョホール州に蠅の傳播せる爲めジョホール政廳は一九一四年の初め一名の歐洲人監督官補を任命するに至り、此官吏は亦主席農事監督官の下に勤務せり。

同年及び翌年一方監督の爲め、他方研究室に於ける調査官を助くる目的にて充分熟練なる馬來人官吏よりなる委員を組織するに至れり、一九一八年馬來聯邦州農務局は海峽殖民地の農事を處理するに至り、二名の歐洲人監督官補と數名の馬來人助手の任命を見たり。

條例及び法規

馬來聯邦州に於ては一九一三年農業病害條例の發布を見たるが、本條例に依る監督官は任意に農園に出入し、其栽培植物を檢查する事を得るに至れり。若し、栽培せらるる植物にして病害を蒙るか、又は土地又は植物が病害に罹り易き又は傳播し易き状態にあるときは、監督官は土地の所有者に命じ斯病撲滅に必要と思惟する措置を採らしむる事を得。此命令は通告の形式にして其措置を明示し、其完成すべき時期をも明示せり。所有者が誤りて此命に服せず、措置を行はざる中は監督官は土地に入り自ら其措置を採りたる後に於て農務局長又

は其代理官は民事訴訟に依り其經費を回復する事を得るものとす。故意に此命令に従はざる場合監督官は土地所有者を起訴し、且つ局長の命令あるときは所罰することを得。斯くして監督官は現在知らるる病害の防遏に努むると共に、新病害の發生を直ちに調査官吏に通報すべし。斯くして固有の病害を阻止することを得。條例は又事務官長に危険なる傳播をなさんとするの恐ある病害を監督官に通報すべき規則を制定せしめ、更に外國よりの植物輸入を取締らんとする規則を制定せしむる權利を與へ以て病害の輸入を防止せり。

ジョホール州に於ても一九一四年同様の條例の發布を見たるも、一九二一年の改正條例之に代るに至れり。海峽植民地に於て一九一八年發布されたる農業病害法令第二十五號は馬來聯邦州條例と酷似するものなり。

馬來聯邦州の監督官は又一九一七年の水ヒヤシンス條例の監督者にして、同條例は栽培地所有者に依りて此有害なる雜草の枯死せしむるか又は所有者が枯

死せしめたる場合、監督官が所有者の費用にて枯死せしむる事を規定す。
官報に掲載されたる總督及び事務書記官長の制定せる規則に依りて最寄監督官補又は主席農務監督官に左記病害を通報すべき事となれり。

Bracharctona catoxantha 椰子の葉を侵す蛾、

護謨の紅色病 (*Corticium Javanicum*)

護謨の微腐植 (*Sphaeroneura* sp.)

護謨の黒條 (*Phytophthora* sp.)

更に海峽殖民地又は馬來聯邦州に甘蔗を輸入することを得る條件を説く規定あり、又バラ護謨又は各種の一ベアの特に許可ありたる場合及び農務局長の設くる條件を除き之れが輸入を禁止する規定あり。

馬來聯邦州官報の左記のものを参照ありたし。

一九一三年十二月十九日官報

- 告示第三六七九。一九一七年十一月九日官報第九卷
- 告示第三二七四。一九二〇年七月十六日第十二卷
- 告示第二九四三。一九二一年八月二十六日第十三卷

海峽殖民地官報

- 告示第三九三一。一九二〇年六月十一日官報第六十七號
- 告示第一〇一一。一九二〇年八月二十七日官報第九十一號
- 告示第一四九五。一九二一年九月三十日官報第七十八號告示
- 告示一六三一。

驅除撲滅 委員の任命せられ第一に注意せる問題は、スランゴル州、ネグリ

スミラン州、マラツカ及びジョホール州に猖獗を極めんとしつつありし蠅の驅除又は撲滅なりき。是れが爲め特別委員の任命を見たるが、主席農務監督官の統率の下に、スランゴル州、ネグリ・スミラン州及びジョホール州の各監督官

之れに従事せり。蠅は遂に全然撲滅せられたり。

同時に馬來聯邦州に於て椰子甲蟲の撲滅を開始せるが、間もなく護謨の紅色病の撲滅起れり。其後一九一七年護謨の黒條及び黴腐植に對し馬來聯邦州に於て注意するに至れり。ジョホール州の撲滅事業は同一害虫に行はれたるも其進展更に遅々たりき。農園及び小農園の一般衛生も世人の注意を集めたるが、主として焼却に依る護謨死樹の破棄及び病害を生じ易き悪しき切付法の防止にありき。栽培地に於けるラン草の根絶を又必要とせるが最近價格低落の結果之れが根絶不可能となるに至れり。海峽殖民地に於ける主要事業は椰子甲蟲の撲滅なりしが、之は其儘腐朽せしむる椰子樹の數の減少に依り又、繁殖に適する塵芥の堆積せしむるに依り著しく猖獗を極めたるものなりき。

今日馬來聯邦州及びジョホール州に於ては紅色病及び黴腐植が常に注意を要する最も重大なる護謨病なるが、馬來聯邦州及び海峽殖民地に於ては各種の稻

害虫の撲滅に對する試験方法に至大の努力をなしつつあり。

勿論各種の新事業又は新病害の驅除には撲滅法を実施するに先ち小農園所有者を充分教導するの必要あり。此れが爲めに亞細亞語の小冊子及び宣傳ピラを發行し、農園に於て實際に宣傳すべく、此教育事業は監督官の重要事務なり。

目下注意を要する問題は植物の輸入を取締り健全なる植物のみを輸入するに要する方法を講究するにあり、之れが爲め植物のみを輸入する輸入港を設け總ての輸入植物を熟練なる官吏をして検査するを必要とす。之は他國に於て行はるる普通の方法にして、此官吏は普通植物輸入を許可し、其取扱を要求し、又は必要と認むる場合此植物を燒棄する事を得るものとす。

英國に於ては一九二二年發布せる害虫撲滅法は外部より來れる總ての植物にして、右植物は全然病害表に特記せらるるものに侵される事を證明する證明書を添へて箱入にしたるものの外總て之れが輸入陸上を禁止し居れり。亦之れ

と同様の法規を有するものあり。植物の輸出の場合證明書下附申請するものに對しては右證明書に歐洲人監督官をして署名せしめんと目下準備中なり。

——(をばり)——

大正十二年四月二十七日印刷
大正十二年四月三十日發行

馬來半島の農業
定價金貳圓五拾錢

著 者

南 洋 協 會

右代表發行者

東京市麹町區八重洲町一丁目一番地
小 原 敏 丸

印 刷 者

東京市芝區南佐久間町一丁目三番地
堀 直 江

印 刷 所

東京市芝區南佐久間町一丁目三番地
大 國 印 刷 株 式 會 社



東京市麹町區八重洲町一丁目一番地

南 洋 協 會

發 行 所
發 賣 所

東京堂、東海堂、北隆館、至誠堂

南洋協會の目的

- 一、南洋に於ける産業、制度、社會其他各般の事情を調査すること
- 二、南洋の事情を本邦に紹介し、本邦の事情を南洋に紹介すること
- 三、南洋産業に必要な人物の養成をなし、本邦の技藝其他學術の普及を計ること
- 四、雜誌其他出版物を發刊し、時々講演會を開くこと
- 五、南洋博物館及圖書館を設くこと
- 六、其他必要な事項

南洋協會役員

會 頭	男爵 田 健 治 郎
副會頭	内 田 嘉 吉 郎
同	和 田 豐 治 郎
相談役	小 川 平 吉 郎
會計監督	江 口 定 條 郎
專務理事	井 上 雅 二 郎
理事	伊 東 米 治 郎

男爵

主 事	飯 泉 真 三 郎
	江 口 定 條 郎
	藤 瀬 政 次 郎
	山 成 喬 六 郎
	井 上 敬 次 郎
	東 郷 安 治 郎
新嘉坡商品陳列館長兼新嘉坡支部長	三 總 五 郎
臺灣支部長	賀 來 佐 賀 太 郎
爪哇支部長	松 本 幹 之 助

佐藤 璋君 著

南洋研究叢書 第一篇

ロブスタ珈琲

四六版約三百頁
寫真入額美木
定價金 貳圓
郵稅拾貳錢

珈琲は、熱帯最古の歴史ある産業にして然かも永遠の將來を有する産業也、從つて其研究の餘地多々あるは論を俟たず、由來、南洋は土地廣濶、地味肥沃、護謨に、砂糖に、其他生産の數ふ可きもの多きも、此の歴史的背景と科學的將來を有する點に於て、珈琲栽培は、蓋し南洋屈指の好産業たらずんばあらず、これ本協會が南洋研究叢書第一篇として本書を發行する所以なりとす、著者は夙に農業大學にありて熱帯農業を研鑽する事三年、更らに爪哇に渡りて、彼地、外人珈琲園に入り從業研究する事更らに數年、學理と實際とより歸納して茲に本書成る、敢て江湖に一讀を薦む。

前貴族院書記官長 南洋協會調査囑託 柳川 俊治君 著

南洋研究叢書 第三篇

ハルマヘイラ島生活

四六版二五〇頁
地圖寫真版入美木
定價金 二圓
郵稅拾貳錢

南洋セレベスの東に寶島あり。ハルマヘイラ島と云ふ。地熱帯圈内にありて瘴熱甚しからず、島小なるに非らざるも猛獸毒蛇の棲むなく、人文未だ開發せざるも島民に蠻習の怖るべき無し。加ふるに島内未發の富源人の來て發くに任す。唯憾むらくは地少しく僻遠にありて人の知るなきのみ。著者この僻遠の寶島に來往する事兩回、遂にこれを墳墓の地と呼ぶに至る。今先づ其真相を記して之れを江湖に紹介す。圖南の志を有する者、この新ロビンソン、クルトソの手記を讀め、讀んで而してこの寶島の真相を知れ。

前南洋防備隊司令官 東郷吉太郎君題辭 南洋協會事務理事 井上雅二君序
 前南洋軍中將 手塚 敏郎君序 前南洋群島防備隊 島田昌三君編
 臨時防備隊民政部長 前南洋群島防備隊 民政部附通譯官

南洋研究叢書 第四篇

領内南洋誌

四六版二五〇頁
 地圖寫眞版入
 函入頗美
 定價金貳圓五拾錢
 郵稅十錢

筆を領内南洋——舊獨領南洋——の沿革に起し、其位置、面積、氣候、地質、風俗、人情、産業、交通の諸項に就き、細大洩す所なくこれを詳述せり。著者曩に南洋防備隊通譯官として彼地に赴任親しく實地の踏査研究を積み、歸來拮据二年有半起稿改訂數次、斯くて本書漸く成る。類書中の白眉たると同時に、一般渡航者並に地理學教室に必要不可缺の好著たり。特にヤツブ島問題の喧傳せらるる今日、敢て一本を一般國民に薦む。

南洋研究叢書 第五篇 瀬川 龜君 著

南洋の回教

四六版二五〇頁
 寫眞版入美本
 定價金貳圓
 郵稅拾貳錢

南洋の富源を究めんと欲する者は、南洋を知らざるべからず、南洋を知らんと欲する者は、南洋土民の人情風俗を知らざるべからず、南洋土民の人情風俗を知らんと欲する者は、先づ其根原たる土民の信仰を極めざるべからず、これ本會が特に回教に關する、本邦の最高權威者、瀬川氏に囑して本書を上梓する所以なり。本書を繙く者にして初めて、眞に南洋を知るを得べしとす入し。

農學士 石橋三郎治君譯

蘭領印度商法

南洋研究叢書 第六篇

四六版二〇〇頁
定價金貳圓
郵稅拾貳錢

本書は曩に出版せる、蘭領印度土地法の姉妹編にして、同じく蘭譯法文を英譯に附し、更に之れを邦譯に附せるものなり。嘗に彼地企業家の好參考書たるに止らず、南洋研究者にとりて、必要不可缺の好著たるは嗚々を要せざる所なり。

南洋協會編纂

南洋協會講演集

南洋研究叢書 第七篇

四六版三五〇頁
新形頗美本
定價金貳圓半
郵稅金拾貳錢

本會創始以來講演會を開催する事實に六十有餘回、講演名士の數無慮一百を超ふ、速記に附せし卓論高説約一萬頁を算す。今中に就き、粹を抽き精を擇び茲に本書を編む。據つて南洋諸般の事情を闡明し得るに止らず、他面以て講演諸名家の雄辯宏辭に接し得べきか。

南洋研究叢書
第八編

商學士 舟木茂氏編

蘭領東印度史

四六版 五五一頁
天金函入美本
定價 三圓半
郵稅 十二錢

日本及本日人日

南洋協會が南洋研究に關する書籍を刊行して吾國民圖南の志に資する所あるは多とする所なり。本書は其南洋叢書第八、第九編として公にせらる。東印度古代より、東印度會社の初期時代に筆を起し、東印度會社全盛時代、同會社解散時代に及び、更に現在の政治、經濟、風俗、衛生事情に至る迄、詳細調査記述せられたり、南洋に志あるものは勿論一般學徒も一讀の價あり。

(定價三圓五十錢發行所東京市麴町區八重洲町一ノ一南洋協會)

南洋研究叢書
第十篇

ウイルフレッド・ビーザ原著
村興三譯

黑暗 ニューギニアの真相

四六版 二八〇頁
定價 二圓半
郵稅 十二錢

中央新聞日

南洋研究叢書の第十編である、濠洲人にして豫ねて、ニューギニア政廳の官吏であつた、ウイルフレッド、ビーザ氏の著作を翻譯し、少くとも此の方面に關する知識を得るに於て簡單明快なる案内書の一である、邦人に取つて、ニューギニアは恐らく風馬牛の土地ではない、而も同地を知るべく殆ど參考書類を缺く事情に願み、本書の如きは實實なる好著作たるを失はぬであらう。

蘭領東印度政廳
日本事務局長

フアン、デ、スタット氏著

實用蘭和辭典

袖珍版六〇五頁
定價金四圓
郵稅拾貳錢

蘭人にして邦語を繰る者少からず、而も我フアン、デ、スタット氏の如く巧みなるは少し、蘭人にして邦文を善くする者はあり、然も本書編者の如く善くするは稀なり、實用蘭和辭典はこの邦語を繰ること巧妙に、邦文を草する堪能に、且つ日本を識るに於て、蘭人中稀に視るスタット氏が拮据三年苦心の結果編纂せるもの、蘭語修得者の座右不可缺の好著たり。

發行所

東京丸ノ内仲通十四號
振替口座東京三二〇四八番

南洋協會

500
3

終